

## 議第23号

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市市民参加推進条例の一部を改正する条例

京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「を総合的に推進」を「の推進に関する施策を総合的に実施」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、同条第2項中「、又は変更し」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前2項の規定は、市民参加推進計画の変更について準用する。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 市民参加推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する目標
- (2) 市民参加の推進に関する取組
- (3) その他市民参加の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な事項

3 市長は、市民参加推進計画を定めるに当たっては、京都市地域コミュニティ活性化・市民参加推進審議会の意見を聽かなければならない。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とする。

附則第2項後段中「同条第4項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

京都市市民参加推進フォーラムを廃止する等の必要があるので提案する。